

目白台運動公園ご利用のみなさまへ

芝生敷設エリアでのレジャーシート・テントの設置・使用について

R3/3月より芝生敷設エリアでの「レジャーシートとテントの設置、使用」について、以下の通り運用させていただきます。芝生の生育及び皆様に安心、安全に公園利用をしていただくためにご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

■今後の運用

[テント]

・熱中症予防の観点より夏季期間(7月～9月)のみ、簡易テントの設置のみ可。

※ただしおおよそ2時間以内とします。

※また10月～6月は、簡易テントの設置も禁止となります。

※全ての期間(1月～12月)において大型テントの設置、ペグ打ちは禁止です。

[レジャーシート]

・全ての期間(1月～12月)において、芝生敷設エリアでは、通気性のよい敷物(ゴザやラグ(布製))に限り使用可。

※パークセンターでもゴザとラグの無料貸出を行います。

※芝生敷設エリア外(西テニスコートの桜並木エリア等の土部分)に限り、ビニール製のレジャーシートの敷設を可とします。

※ただし、レジャーシート、ゴザ、ラグのサイズは、一畳程度までとします。

■スケジュール

- ・R3/3月～ 運用開始となります。

■経緯・事由

- ・長時間設置することにより、他の利用者の方が利用できないと多数の声が寄せられ続けております。
- ・芝生の上に長時間、設置することで芝生の育成に悪影響を及ぼしています。

【参考】

- ・文京区立の公園は、テント・大型レジャーシートの設置は禁止されています。
- ・近隣の他区の公園においても、テントの設置は禁止されており、レジャーシートはゴザやラグなど通気性の良い敷物に限定し使用許可しています。

[問合せ]

目白台運動公園 (電話: 03-3941-6153)